

## 第7回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年9月5日(金) 午後2時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 第2・3会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**  
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 江口千寿、  
5番 濱口佳史、7番 橋田美和、8番 伊芸精一、  
9番 松本昌子、10番 垣谷征志、11番 酒井博一、12番 矢野健巳、  
13番 ハジィフ泉、14番 山本勝也  
**【推進委員】**  
2番 弘瀬正彦、3番 若藤陽介、4番 宮川一郎  
5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、7番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**  
6番 金子俊博、4番 山下理恵  
**【推進委員】**  
1番 矢野司
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
議案第1号 農地法第3条許可申請について(2件)  
議案第2号 非農地小証明願について(3件)  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する協議について  
議案第4号 地域計画の変更にかかる意見聴取について

議長

みなさんこんにちは。  
毎日、暑い日が増えております。  
そうした中、台風も来ましたが、大きな被害は出ていないようで、よかったと思います。  
4月から新しい体制になりまして、今日で半分の9月定例会となりました。引き続きよろしく願いいたします。  
どうぞよろしくお願いいたします。  
それでは本日の出席議員さんは、〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんの3名です。  
本日の議事録署名人を、〇〇さんと〇〇さんをお願いしたいと思います。  
それでは早速、第7回の農業委員会定例会を始めていきたいと思ひます。  
議案第1号より、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の1ページ目をお願いいたします。  
議案第1号、農地法第3条の申請2件であります。  
まず、番号1番、譲渡人、〇〇さんです。  
譲受人、〇〇さんです。  
申請地としまして、黒潮町浮鞭宇新田4007番、田、1350平米。  
理由としまして、所有権の移転、売買となっております。  
5ページ目からお願いいたします。  
場所ですが、浮鞭駅の少し手前になりまして、字社の地域基盤整備を行った場所となります。  
3ページ目がゼンリンの地図となっており、続きまして、4ページ目が、拡大の航空写真です。  
今回この4007番という形で、このハウスの半分のみの手続となっておりますが、次の5ページ目を見ていただけたらと思うんですが、隣の4006番、こちらも今回の譲受人〇〇さんが利用権設定をして借りられています。  
ただ地権者は別の方になっています。  
続いて、6ページ目と7ページ目が、現況写真となっております。  
6ページ目のほうが駅の北側から見た写真となります。  
7ページ目が逆の南側から見たものとなっております。  
続きまして8ページ目が、第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。  
譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。  
第1号、全部効率利用の面につきまして、譲受人は、施設野菜を耕作しており、農作業に従事する状況、今後の営業予定の状況などからみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと思われまひます。  
作業従事者として、ご本人となっております。  
所有機械としましては、トラクター、管理機、散布機となっております。  
第2号、第3号については該当ありません。  
第4号につきましては、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、作業に従事するものと見込まれます。年間250日の十時日数となっております。  
第5号については該当ありません。  
第6号につきましては、所有権移転後も、現況と同じ施設野菜、キュウリを耕作するため、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。  
番号1番については以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。  
担当委員さんのほうよりお願いいたします。

〇〇委員

この〇〇さん、20年前からハウスをやっております。  
今後とも将来的にずっとハウスをやるということで、問題ないと思ひます。

議長

担当委員さんの説明が終わりました。  
1 番について、質問等ありませんか。  
今まで利用設定でやってたものを、今回買うようになったということですね。  
ほかに意見ありませんかね。  
それでは承認を受けたいと思います。  
議案第 1 号の 3 条申請の 1 番、承認される方の挙手をお願いいたします。  
はい、挙手全員で承認されました。  
2 番のほうを事務局よりお願いします。

事務局

また、1 ページ目のほう、お願いします。  
農地法第 3 条申請番号 2 番で、まず、譲渡人、こちら 2 名となっております。  
お一人目、〇〇さんです。  
お二人目、〇〇さんとなっております。  
譲受人、〇〇さんとなっております、この土地ですが、それぞれで持分 3 分の  
1 ずつということで、譲渡人さんと譲受人さんの 3 人で、3 分の 1 ずつ所有してい  
るという場所になります。  
それを今回、譲受人、〇〇さんに集約するというような、申請となります。  
申請地としまして、黒潮町入野字向エゾリ 1433 番、畑、446 平米、同じく向エゾ  
リ 1434 番、畑、297 平米。  
理由としまして、所有権の移転、贈与となります。  
9 ページ目からお願いします。  
場所ですが、新町の集落内にある畑となっております。  
道路を挟んで少し斜め前に、津波避難タワーがあります。  
続きまして、10 ページ目がゼンリンの地図となっております。  
続いて、11 ページ目が拡大の航空写真です。  
申請地のすみの方に、農業用倉庫のようなものが建っております。  
続きまして、12 ページ目が、構図となっております。  
13 ページ目と 14 ページ目が、現況写真となっております。  
13 ページ目の方が、北側のほうから見た写真となります。  
奥の方に、住宅の建築工事しているところが見えると思いますが、これが、今、  
町営住宅の建て替え工事を行っている場所となります。  
14 ページが南側から見た写真となります。  
ご覧いただけるように、果樹が何本か植えられております。  
15 ページ目が、第 3 条調査書ですので、読み上げさせていただきます。  
まず、第 1 号につきまして、譲受人は、柑橘類を耕作しており、農作業に従事す  
る状況、今後の予定の状況なのから見て、耕作の事業にすべき農地を効率的運用で  
きるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人。所有機械は特にな  
いとのことです。  
第 2 号、第 3 号については、該当がありません。  
第 4 号につきまして、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、作業に  
従事するものと見込まれます。  
こちらですが、先ほど申し上げたように、譲受人さんが〇〇のお住まいでして、  
週末にこちらのほうに戻ってこられて、土日、当該地の管理をされたりしている  
状況のようです。今後も、こういったかたちで肥培管理を行っていきたいとのこと  
です。  
農地法上、農水省の通知の中で 150 日未満の場合でも、その耕作において必要な  
日数を確保出来ていれば構わないとの説明があります。  
なので、その品目によって、必要な日数というのが変わってきますので、そこが  
確保出来ていれば構わないという要件になるようです。  
今回の品目としては、せとか、文旦、レモン、そういう柑橘類を主に育てていると

いうことであがってきておりますので、週末土日で耕作をして、日数としては確保出来ているということで、申請はあがってきております。

ちなみにて、普段お話してます150日以上というのかどうかというのは、150日あれば、概ねどういった作物でも、一定、肥培管理ができるだろうということで、この日数以上であれば、どういった品目でもオーケーということの、要件となっております。

続きまして、第5号については、該当はありません。

第6号については、譲受人は、現在も申請地で耕作を行っており、所有権移転後も引き続き現況と同じ柑橘類を耕作するため、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。

農薬の使用や水利については、地域の取決めに従うということです。

事務局から以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。  
続きまして担当委員さんのほうよりお願いします。

〇〇委員 8月25日、〇〇委員と行政書士のところに行きました。  
やっぱり〇〇さんは、1週間に1回ぐらい地元に戻ってこられて、果樹のお世話、せとか、ブタン、レモン等を植えているんですが、これの肥培管理をされているようです。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。  
担当委員さんの説明が終わりました。  
意見はありませんか。  
なかなか遠い所から戻ってこられているようですが、現地は、もう実際に果樹を植えられて、しっかり肥培管理されていることが確認できます。ただ、果樹ですので、将来的に木が大きくなった時に、周辺に住宅があるので、消毒の際は注意をする必要があるように思います。  
そのほかありませんかね。  
ないようでしたら、議案第1号農地法3条の2番について承認をされる方の挙手をお願いいたします。  
はい、挙手全員で承認されました。  
続きまして、議案第2号、非農地証明願が3件出ていますので、事務局よりお願いいたします。

事務局 1ページ目をお願いします。  
非農地証明願3件出ております。  
まず、1番ですが、これまでも関連する申請が出てきている案件です。  
土佐ユートピアの手前のところ、宅地造成したいということで手続している場所で、非農地証明願が継続的に出てきているものの一環として、1番と2番、すぐ近くの場所ですので、一体的に説明をさせていただきます。  
まず、番号1番ですが、願出人 〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町浮鞭字西堂山1561番1、畑、83平米、願出理由としまして、約30年前まではが耕作していたが、以後、耕作する者がなく、草木が繁茂し現在は山林化しているということです。  
続いて2番、願出人 〇〇さんです。  
願出地としまして、黒潮町浮鞭字西堂山1558番、畑161平米、同じく字西堂山1569番1、畑226平米です。  
願出理由としまして、今から20年から30年ほど前までは父母が耕作していたが、以後、耕作をやめ草木が繁茂し、現在は山林化しているということです。  
16ページ目からお願いします。

まず、場所ですが、願出地としまして、3か所出ております。

続いて、17ページ目がゼンリンの地図です。

願出地のすぐ右上のほうにお宮が建っております。

続いて、18ページ目が拡大の航空写真、19ページ目が、公図となっております。

1559番と、それから、1561番2のほうがですね、赤枠で囲んで、公図上こうやって、場所が確定してるんですが、もう一つ、1558番のほうがですね、黄色い枠で囲んでいており、境界が未確定となっているようです。

1558番、1559番、1560番、1646番、1647番、1648番、1649番というところが、この黄色い枠の中に入っているようですが、ただ、前の18ページ目を見ていただきましたら、これはちょうど昔からある限図をもとに線が引かれているんですけども、概ね1558番については、この場所ということで、概ねの特定は出来ておりまして、また、さらにその黄色い枠で囲んでいるところ、これも全て拡大の航空写真を照らし合わせたら、もう山林化している場所ということで間違いがありませんので、周辺状況から非農地と判断できる場合は、もうそういう話で構わないということで、農業会議等からも聞いておりますので、非農地ということで確認が出来たらと思います。

現況写真のほうで、なかなか現場に出て行けてなくて、ないんですけども、こちらの航空写真などで、現況の確認とさせていただきたいと思います。

非農地の1番2番については以上です。

議長 はいありがとうございました。  
担当委員さんのほうからありましたら、お願いします。

〇〇委員 これは鞭の集会所からずっと北のほうに行ったところで、前回もそのすぐ北側のところが、非農地証明願で出ておりました。  
ここは、現状とても入っていける状態ではありません。  
地権者と話しても、ここはとても耕作できる場所じゃないということです。  
よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
この件について、質疑、意見はありませんか。  
前回も出てきちゃったんですが、今後も出てくるがやと思います。  
もう現地に入られんような状態で、航空写真で見ても、もとても農地には復元できんような状態となっております。  
意見質問ありませんかね。  
それでは、議案第2号の非農地証明願1番と2番を合わせて、承認とりたいと思います。  
承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。  
挙手全員で承認されました。  
続きまして、3番について事務局よりお願いします。

事務局 1ページ目をお願いします。  
非農地証明願の番号3番です。  
願出人、〇〇さんです。  
願出地としまして、黒潮町入野字厩尻1960番2、畑、33平米となっております。  
願出理由としまして、昭和46年1月に居宅が建築されており、以後、耕作しておらず、現状、農地として利用することは不可能である。  
また、今後も農地として利用する予定はないということです。  
20ページからお願いします。  
場所のほうですが、浜の宮の集落内にある場所となります。



貸付人、〇〇さんです。借受人、高知県農業公社となっております。  
期間としまして、令和7年10月から令和17年度の9月、10年間となっております。  
場所としまして、黒潮町浮鞭字北馬場194番1、386平米、作物 露地野菜、一反あたり〇〇円の借賃となっております。  
続いて、同じく字北馬場194番2。17平米、作目 露地野菜、1反あたり〇〇円の借賃となっております。  
同じく、字北馬場195番1、403平米、以下同じとなります。同じく、字北馬場195番2、田、181平米、以下同じです。  
同じく、字北馬場200番1、田、296平米、露地野菜となっております。  
こちら5筆につきまして、公社と利用権設定した後、〇〇さんと、利用権の設定を行います。全て新規の設定となっております。  
場所のほうは、南郷小学校の前の田んぼとなります。  
続いて2件目です。  
貸付人、〇〇さんです。借受人、高知県農業公社となっております。  
期間としまして、令和7年9月から令和12年9月の5年間となっております。  
場所としまして、田野浦字本田3027番、畑、1153平米、作目 花卉、〇〇円となっております。こちら、総額でおそらく〇〇円という設定をしていて、面積で割り戻しているのだと思います。こちらが県農業公社と利用権設定した後、〇〇さんと設定を行うものとなっております。  
こちら、再設定となります。  
事務局からは以上です。

議長 事務局から説明がありました。  
これについて、質疑がある方はいませんか。  
この北馬場は、南郷小学校の前になるが？

〇〇委員 橋があるよね。その橋から南郷小学校へ向かう通学路の付近になる場所よね。  
今、鞭で話をしよって、草を刈らん人もおると聞くので、その辺はしっかりやってみらう必要はある。

議長 あまりに好ましくないケースがあったら、農業委員会からも言わないかんね。

〇〇委員 今、無農薬栽培もよく聞くけど、草の手入れはやらないかんね。  
無農薬・有機栽培は、草とのたたかいやけん。

議長 そのほか、意見はありませんかね。  
なければ、承認をとりたいと思います。  
議案第3号の要件の設定について承認される方の挙手をお願いいたします。  
はい、ありがとうございます。  
承認されました。  
続きまして議案第4号、地域計画の変更に係る意見聴取について、事務局よりお願いいたします。  
今日お配りしました議案第4号の資料をお願いいたします。  
こちらは、今年度から施行になっております地域計画の中で、年度当初にお話をさせていただいたように、農地転用については、農地以外の用途で使うことになるので、地域計画から除外をしなければいけないということと言われておりますので、除外については、年に3回に分けて、除外の手続をさせていただきます。  
毎月出来たらええがですけど、なかなかその除外の手続というのが、協議の期間を設けたり、ホームページで公表したりという期間があるので、毎月というのは大変なので、3か月に1回、その間のものをまとめて手続をさせていただいているということになっております。事務負担の面からも、なかなか難しいと思われま

地域計画に影響がないものについては、先に転用手続きをしても構わないということで県のほうから言われてるので、計画に支障がない場所については、それで進めてるんですが、そうはいかない、計画内の場所については、先に除外の手続をさせていただくこととなります。

本日、2件出ておりまして、まず、1番目ですが、除外地、黒潮町佐賀橋川字タコウラヤシキ558番1。除外理由が、農地転用によるものになります。

地域計画については、黒潮町内を七つの地区に分け、七つの計画を作成しております。

1ページ目を見ていただけたらと思うんですが、今回、1番目の佐賀橋川については、地域名、左上のところですね、佐賀1と言われる計画地域になります。

集落としては、市野瀬、佐賀橋川、拳ノ川、川奥、荷稻、中ノ川、小黒ノ川、これらの地区で、佐賀1という計画付けがされています。

それで、計画としましては、1ページ目から4ページ目、これで一つの計画になっておりまして、昨年度、座談会を開催させていただいたので、そこに参加された方は、これを見たことがあると思いますが、1計画、この4ページという構成で出来ております。

それで、今回のように、除外ということになると、この中にはなかなか出てこなくて、5ページ目に地域計画の目標地図というものがあまして、その中に緑色で色付けしているのが、10年後の耕作の計画がある場所となっております。

赤色については、耕作中止の予定となっている場所、そして、今回のように、除外ということになると、真ん中にあります黒で色付けをして、目標地図の中に図示をしていくようになります。

なので、ホームページに公表しておりますこの目標値図からは、申しあげたように、黒で塗り潰されるようになります。

こちらについては、先月、農振除外の協議をさせていただきましたので、県への手続き、除外の手続が終わり次第、墓地転用の申請が出てくるものと思われま。

一つ目については以上です。

二つ目についてですが、場所としまして、黒潮町入野字柳2680番3、理由としまして、製材の天日乾燥場への転用によるものであります。

これは以前、その〇〇さんの裏の場所で、田んぼを天日乾燥場に転用するという事で出てきた案件となります。

これも、除外の手続が年に3回ということで、申請は少し前だったのですが、タイミング的に今回のものに入れさせていただいたという経過になります。

こちらについては、6ページ目からの計画となっているものですが、まず、上のところにありますように、大方3と呼ばれる計画地域で、集落としまして、早咲、浜の宮、両町、万行、入野本村、芝の計画区域となります。

これも、9ページ目までの4ページで構成されておりまして、目標地図が10ページ目にあります。

この目標地図の真ん中に赤丸で囲んでおりますが、こちらの、この黒く塗り潰した場所を、計画から除外していきます。

2件目についても以上でして、今後も、転用申請があった場合は、こういったかたちで、また除外の協議をさせていただくようになりますので、よろしくお願ひします。

事務局から以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これについて、質疑のある方はませんか。

なかなか事務局も大変になったね。転用のたびに、出てくるもんね。

耕作中止の赤色いうがは、耕作放棄地ということになるが？

事務局

10年後をみた時に耕作予定者がいないので、耕作中止になると予想されるところで

す。今現在、耕作放棄地や未耕作地ということではないです。

〇〇委員 今後、かなり増えていくろうね。

〇〇委員 10 ページの地図と、5 ページの地図、10 ページは地名がある。5 ページはない。

事務局 システムから印刷するときに、字名を出すかどうか選択できるようになって、10 ページは字名入りで印刷してます。すいません、5 ページも同じにしちよったらよかったですけど。

〇〇委員 パトロールしたりする時に、字名入りやった方が分かりやすい。

議長 あまり狭い所は入れにくいですけど、広い所やったらね。  
そのほか、何かありませんかね。  
ないようでしたら、議案第4号を承認される方の挙手をお願いいたします。  
はい、ありがとうございます。  
承認されました。  
それでは、本日の議案については、以上です。

(午後 2 時 48 分終了)